

# 令和2年度第1回石狩市手話基本条例推進懇話会議事録

日 時：令和2年8月25日（火）13：30～15：30

場 所：石狩市役所 4F 401.402 会議室

出席者：

委 員					
役 職	氏 名	出 欠	役 職	氏 名	出 欠
会長	澤田茂明	出席	委員	松本利香	出席
副会長	中 和彦	出席	委員	山田篤秀	出席
委員	磯野敬子	出席	委員	竹林亜紀子	出席
委員	神 由紀	出席	委員	町田あゆみ	出席
委員	玉手千晶	出席	—	—	—

事務局	所属 氏名		所属 氏名	
	保健福祉部長 大塚隆宣		保健福祉部障がい福祉課主査 角田誠二	
	保健福祉部障がい福祉課長 田村奈緒美		保健福祉部障がい福祉課主査 山本健太	
	保健福祉部障がい福祉課主査 川村祐子		保健福祉部障がい福祉課主事 高橋佳奈	

傍聴者：1名

---

## 会議次第

- ◇ 開会
- ◇ 保健福祉部長挨拶
- ◇ 委員自己紹介
- ◇ 本委員会について
- ◇ 会長副会長選出
- ◇ 会長挨拶
- ◇ 議事 <報告事項>
  - 1 これまでの石狩市手話基本条例の歩みについて
  - 2 石狩市手話基本条例の推進方針及び施策に関する提言について<協議事項>
  - 3 今後の石狩市手話施策等について
- ◇ その他
- ◇ 閉会

◇開会

【事務局：田村】

これより令和2年度第1回石狩市手話基本条例推進懇話会を開催します。

本来であれば本年3月に令和元年度の第1回懇話会を、5月に令和2年度の第1回懇話会を開催する予定でしたが、この度の新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止させていただきました。本日はマスク着用、室内の消毒と換気、一定の距離を保つなどの感染防止対策を行い開催させていただきます。

会議は最大で15時30分を目処に終了したいと思いますので、円滑な審議にご協力をお願いします。

◇保健福祉部長挨拶

【事務局：大塚】

日頃よりそれぞれの立場で本市の手話施策にご尽力いただいていること、本懇話会委員をお引き受けいただいたことに、心より感謝申し上げます。

石狩市手話に関する基本条例が制定されて、今年で7年目となります。

皆様にご協力をいただき施策事業に取り組んできたことで、本市では、子どものころから手話を学び、地域の中での触れ合いが生まれてきています。

委員の皆様には委嘱期間の令和3年度末までに、現在の施策の推進方針から次を見据えた取り組みや方向性について、ご議論いただきたいと考えております。

新型コロナウイルスが終息し穏やかな社会になることを願い、挨拶とさせていただきます。

2年間どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局職員の自己紹介)

山本、川村、角田、高橋の順番で役職と氏名の自己紹介

【事務局：田村】

この他、会議の中で聴覚障がいの方の情報保障のために、石狩市の手話通訳者が通訳を行っています。

◇委員自己紹介

山田委員、竹林委員、中委員、磯野委員、松本委員、玉手委員、神委員、町田委員、澤田委員の順番で所属と氏名の自己紹介

◇本委員会について

【事務局：山本】

本懇話会は、石狩市手話基本条例に規定されている施策の推進方針に定める施策の内容について検討し、その結果を反映させることを目的に設置されています。

委員構成は、聴覚障がい当事者団体、手話関係団体、有識者、市が行う公募に応じた方、市職員で組織しています。

任期は2年間で令和4年3月26日までとなっています。

会には、委員の互選により会長副会長を置くこととなっていますので、後ほど選出させていただきます。

任期中のスケジュールについては、今年度は本日を含め4回で10月12月2月を予定、来年度は全5回を予定しています。おおむね、来年度の第3回までに今後の手話施策等を推進するための方向性について意見をまとめ、第4回第5回で見直し案を確定していきたいと思っております。

市の取り決めにより、審議会にかかる会議については、必ず議事録を作成することとなっています。方法は全文筆記と要約筆記の二つがありますが、どちらがよろしいでしょうか。

【中委員】

要約筆記がいいと思います。

== 異議なしのご意見があり、要約筆記に決定 ==

◇会長副会長選出

【事務局：田村】

会長と副会長を選出させていただきますが、選出方法にご意見などがございましたら、ご発言をお願いします。

【山田委員】

事務局提案はありますか。

【事務局：田村】

事務局提案というご意見がありましたので提案させていただきます。

会長には石狩市社会福祉協議会の澤田さん、副会長には北海道ろうあ連盟の中さんをお願いしたいと思っております。

== 異議なしのご意見があり、会長副会長を決定 ==

◇会長挨拶

【澤田会長】

会長というよりは皆さんの意見をまとめる座長として2年間がんばりますので、よろしくお願いします。

◇議事

<報告事項> 1 これまでの石狩市手話基本条例の歩みについて

【澤田会長】

報告事項1 これまでの石狩市手話基本条例の歩みについて、説明をお願いします。

【事務局：山本】

資料2について説明します。

条例の歩みについては、大きく分けて「制定の経緯」と「制定後の取り組み」の二つに分かれます。まずは「条例制定の経緯」です。

<スライド2>

どうして手話条例をつくることになったのか、どのようにつくっていったのか。

ここでのキーワードは①市民との交流②市長の意思表示③条例検討会の設置の三つになります。

<スライド3>

一つ目のキーワードは、市民との交流です。

毎月実施している市長室開放事業に聴力障害者協会や手話サークル、要約筆記サークルの方々が来訪し、全日本ろうあ連盟作成の小冊子「みんなで作る手話言語法」を渡したことが始まりとなります。

当時の市長は、学生のときに言語学に携わっていたこともあり、通訳を介して通じるものは言語であるという考えから、手話は言語であり、そのことを認める条例が必要だと思っていましたので、いただいた冊子を読んで、条例制定の思いを強くしたことがきっかけとなります。

<スライド4>

二つ目のキーワードは、市長の意思表示です。

平成24年1月に石狩聴力障害者協会の新年交礼会で、同年9月には石狩市で開催された全道ろうあ者大会で、平成25年3月に石狩市議会に「今年の第3回定例会に条例案を提案したい」と表明しました。

<スライド 5>

三つ目のキーワードは、条例検討会の設置です。

先ほどの市議会での表明から 2 か月後、石狩市手話に関する基本条例検討会を設置しました。本懇話会の前身の組織で、設置から約 6 ヶ月で 7 回の検討会を開催しています。

<スライド 6>

検討会の中で議論に時間を費やしたことが、条例が「聞こえない人のためなのか？障がい者のためなのか？市民のためなのか？」という誰のための条例か？ということと、「何のためにつくるのか？」という条例の目的の二つです。

検討会での議論の中では方向性が見えず、全日本ろうあ連盟に相談し議論の方向性を整理していききました。

<スライド 7>

そして、議論を積み重ねて条例の理念ができあがりしました。

条例では、「手話は言語」であることへの理解を広めるためのもの、障がい者支援の福祉的な視点から定めるものではないこと、言語的少数者のことを市民が理解するためのまちづくり条例であること、手話はコミュニケーションの手段ではなく一つの言語として捉えることの四つの理念を掲げています。

<スライド 8>

平成 25 年 12 月 16 日、平成 25 年第 4 回石狩市議会定例会において全会一致で「石狩市手話に関する基本条例案」が可決されました。

全国の自治体では鳥取県に継ぐ 2 番目、全国の市町村では初めてとなる条例の誕生となりました。

ここまでが、「条例制定の経緯」となります。

スライド 9 からは「条例制定後の取り組み」となります。

<スライド 9>

条例案の可決後の平成 26 年 3 月に「石狩市手話に関する基本条例に規定する施策を推進するための方針」を策定、現在もこの方針に基づいてさまざまな施策に取り組んでいます。

<スライド 10>

施策の推進方針を三つ定めていて、一つ目は手話の普及啓発に関する事項、二つ目は手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項、三つ目は手話による意思疎通支援の拡充に関する事項です。

<スライド 11>

市民向け手話出前講座の 6 年間の状況です。

実施個所数は横ばいですが、回数、延べ人数ともに約 2 倍に増えています。

<スライド 12>

研修や学習のための教材づくりでは、本日お配りしました「手話でこんにちは」を作成し、市内小中学校での手話出前授業の副教材として使用しています。

<スライド 13>

市職員対象の手話研修会は全職員を受講対象とし実施、新人職員には毎年 4 月の採用時に研修を実施しています。

<スライド 14>

事業所向け手話研修会は、これまで市内のスーパーや消防署、道の駅などで実施しています。

<スライド 15.16>

小中学校での手話出前授業の 6 年間の状況です。

小学校も中学校も、回数、延べ人数ともに飛躍的に増えてきている状況です。

<スライド 17>

石狩翔陽高校では、全国で初めて高校の授業として「手話語」を取り入れています。

講師は聞こえない人で、石狩市は手話通訳者を派遣する形で関わっています。

手話の実践だけでなく、手話や聞こえない人の歴史など理論も学ぶ授業となっています。

<スライド 18.19>

市民が手話に親しむために、先ほどの小中学校の出前授業のほか、放課後児童クラブでも手話講座を実施しています。

また、平成 27 年度からは石狩手話フェスタを開催、実行委員会を組織し市民の皆様と市が協働し運営しています。年 1 回開催していますが、今年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止となりました。

<スライド 20>

手話の普及啓発等の仕組みづくりとして、聴力障害者協会、手話サークル、手話通訳者、市職員などで構成される手話出前講座運営委員会を設置、月に一度運営委員会を開催し、出前講座や出前授業の指導案の確認などを行っています。

ここまでが、施策の推進方針の一つ目の手話の普及啓発に関する事項についてとなります。

続きまして、スライド 21 からは、施策の推進方針の二つ目の手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項についてとなります。

<スライド 21>

手話による行政情報の発信として、市議会の映像に手話通訳を入れて配信を行っています。

<スライド 22>

ICTを活用した環境づくりでは、遠隔手話通訳サービスと電話リレーサービスを実施しています。

<スライド 23>

電話リレーサービスのしくみはスライドのとおりで、

- ①聞こえない人から「病院の予約を翌日に変更してほしい」という要望が手話通訳者に入る。
- ②お互い画面を見ながら手話で伝える。
- ③手話通訳者は画面をつないだまま、病院に電話し、病院に聞こえない人からの要望を音声で伝える。この時、手話通訳者は病院に伝えている内容を手話で表現しているので、聞こえない人はどのように伝わったのかがわかる。
- ④病院から「明後日の 10 時であれば変更が可能」という回答があった場合、音声で来た内容を手話通訳者は手話で聞こえない人に伝える。

電話は即時双方向性の通信手段なので、緊急時には便利です。年間 50 件ほど利用があります。

最後に、スライド 24 からは、施策の推進方針の三つ目の手話による意思疎通支援の拡充に関する事項についてとなります。

<スライド 24>

聞こえない人の意思疎通には手話通訳者が必要となります。

そのため、手話通訳者の通訳技術向上や手話通訳者を養成するための研修会等を実施しています。

現在、手話通訳者は専任手話通訳者が 3 名、登録手話通訳者が 7 名となっています。

<スライド 25>

手話通訳者の環境を整備として、これまで専任手話通訳者の月額報酬、登録手話通訳者の謝金の増額、現場に行くときの自家用車の公用使用、遠方や悪天候の場合などにタクシーを利用できるようタクシーチケットを配布してきました。

<スライド 26>

最後に手話通訳派遣制度の在り方を検証し、要件を緩和してきているところです。

以上が報告事項 1 のこれまでの石狩市手話基本条例の歩みについての説明となります。

【澤田会長】

質問はございますか。

【中副会長】

北海道ろうあ連盟としては、北海道 179 市町村すべてで手話条例が制定されることを願っていますが、現在は 28 市町村です。

石狩市の取り組みは素晴らしいので、是非、他の市町村も取り組んでほしいと思っています。

他の市町村には、行政機関として手話言語を理解することを広めてほしいと言っていますし、地域の聴力障害者協会にはともに取り組んでほしいと言っています。

質問ですが、今年度の手話出前授業の回数は、新型コロナウイルスの影響で昨年度より減ってしまいませんか。

【事務局：山本】

5 月末までの臨時休校期間と、再開後に学校運営が安定するまでの 1 ヶ月間を考慮し、今年度の手話出前授業は 7 月から実施していますので、3 ヶ月分が減っています。

回数は減りますが、学校単位での申し込みは例年どおりとなっています。

【中副会長】

新型コロナウイルスの影響で減ってしまうのは残念です。早く終息することを願います。

ただ、回数が減っても手話言語を学ぶ機会があることが大事だと思います。

全国的に遠隔手話通訳の必要性が高まっています。

役所、病院、公共施設にタブレットを設置しオペレーターとつなぎ通訳をします。国からの補助金を活用して整備できることを全道各地に出向いて説明してきました。その時に、ろう者が来ないので必要ないという市町村がありましたが、そうではなくて難聴者や高齢などにより聞こえなくなる人はいるので、幅広く対応できるようにしてほしいと説明してきました。

また、聞こえない人は、胆振東部地震のブラックアウトの時に情報が入らず困りました。その時にタブレットがあれば遠隔手話通訳サービスが利用できることも説明しました。

【澤田会長】

災害時の情報伝達を今後どうしていくかについて、次回以降議論していかなくてはなりませんね。

<報告事項> 2 石狩市手話基本条例の推進方針及び施策に関する提言について

【澤田会長】

次に、報告事項 2 石狩市手話基本条例の推進方針及び施策に関する提言について、説明をお願いします。

【事務局：山本】

資料 5 の提言書は、平成 29.30 年度の懇話会で検討された結果となっています。

提言内容は二つ、一点目は施策の推進方針の見直し、二点目は懇話会の継続です。

二点目の懇話会の継続は、皆様の任期が終了する来年度末を目途に、手話施策等を推進するための方向性について意見をまとめ、見直し案を確定することで実施してまいります。

一点目の施策の推進方針の見直しですが、現在の施策の推進方針に明記されていない事項について明記し取り組んでいくことが必要であると提言されています。

具体的には、(1) アの手話やろう者に触れる機会等については、手話出前授業の内容の拡充や災害時対応に関する出前講座の開催。イのろう者への取り組み支援については、手話カフェなどろう者と市民が交流できる環境整備のための支援。ウの事業所における取組については、ろう者が多く訪れる場所の職員にろう者を理解してもらうための研修実施。エの聞こえない子どもや保護者への支援については、子どもと親と一緒に手話を学ぶための環境整備や専門知識を有する職員を配置するなどの相談体制の構築。オの手話が言語であることへの理解については、さまざまな媒体を活用した周知、講演会や学習会の開催。について検討され、見直す項目として、

(2) アの災害時の対応について、イの町内会・自治会等での手話の理解促進について、ウの聞こえない子どもや保護者への支援について記載されています。

以上が報告事項 2 の石狩市手話基本条例の推進方針及び施策に関する提言についての説明となります。

【澤田会長】

質問はございますか。

質問がなければ、ここで 10 分休憩を取ります。

== 10 分休憩 ==

<協議事項> 3 今後の石狩市手話施策等について

【澤田会長】

次に、協議事項 3 今後の石狩市手話施策等について、説明をお願いします。

【事務局：山本】

休憩前に説明させていただきました、前懇話会から市に提出された石狩市手話基本条例の推進方針及び施策に関する提言に基づき、今後の手話施策等を推進するための方向性についてご議論いただきたいと思います。

議論は本日のみではなく、来年度の第3回まで継続して行い、懇話会としての意見をまとめていきます。

本日は、全体をとおしてざっくばらんにご議論いただき、次回以降は本日出たご意見をテーマごと、ポイントごとに絞ってさらに深い議論へと進めていきたいと思っていますので、それぞれの所属団体からの視点、広く市民としての視点で、意見交換をしていただければと思います。

【澤田会長】

ご意見ある方はいらっしゃいますか。

前回の懇話会も委員をされていた方からお聞きしたいのですが、玉手委員どうでしょうか。

【玉手委員】

市役所ロビーで放映されている手話動画はすごく良いと思います。いつもは聴力障害者協会の役員の方が中心になることが多いと思いますが、春に見た時と本日見た時は、普段はあまり表舞台に出ない方が出演していたので、石狩市の聞こえない人がたくさん出演して、手話だけではなく聞こえない人の生活や条例ができてからのことなどを話すのも、市民にストレートに伝わるのかなと思いました。

手話は分かってても、手話が言語だということの理解は難しいので、目に触れる機会を増やすことが必要だと思います。学校では英語教育に力を入れているので、壁や階段などに英単語が表示されていますが、手話言語も同様に学校を含め市役所や公共施設などを含め、街の中にも表示ができれば良いと思います。

りんくるには電光表示板がありますが使用できない状態です。設備はあるのに残念です。

【澤田会長】

りんくるの電光表示板は、パソコンの更新の関係で使用できない状態になっています。

【町田委員】

市役所ロビーでの手話動画の話しがありましたが、目に触れる機会を増やす環境整備については、前回の懇話会でも議論しました。

子どもたちには出前授業などで手話言語に対する理解や触れる機会がありますが、大人向けや事業所などへの普及が前回の懇話会からの課題としてあります。

【澤田会長】

一般公募の竹林委員にお聞きしますが、7年前に条例ができて、いろいろな啓発を行ってききましたが、市民目線として手話は言語であるということが普及していると思いますか。

【竹林委員】

手話は言語であるという意味が講座で学ぶまで分かりませんでした。また、講座で学んでから自分自身が聞こえない人や手話通訳者を意識するようになったと感じています。

自分の子どもが、学校で手話を学んで来てすごく楽しかったと言っていますが、その後、生活の場面で使う機会がなく、学校でも継続して学べるわけではないので、もったいないと思いました。広報で手話のことは見たり、手話フェスタなどのイベントがあったりしますが、興味を持って接しないと触れられないものという感じがあります。

【中副会長】

英語や他の事と一緒に、手話言語を使う場面がないと忘れてしまうということはわかりますので、是非、興味を持って講座やイベントに出向いてほしいと思います。

本音を言うと、たくさんの人に手話言語を勉強してほしいのですが、例えば、聞こえない人と一緒においしいものを食べに行って会話をするなど、少しずつ積み重ねていただければと思います。

私は、石狩湾新港にある会社で30年近く働いていました。社員200人のうち、聞こえない人は2人だけだったので、手話ではなく筆談でコミュニケーションを取っていました。

7年前に条例が制定された後に、会社に手話講座を実施したいと提案し、許可を得て社内報で周知しましたが、申込みは1人でした。職場に聞こえない人がいるのに、みんな興味がないんだと残念に思いました。

やはり、資料5の2ページの(ウ)職場や事業所への取組みは絶対に必要です。

【町田委員】

新港には聞こえない人が働いている会社がたくさんありますので、職場や事業所への取組みは必要ですね。以前、ある学校に出前授業で行った時に地区防災ガイドの話をしたのですが、誰も知らなかったです。町内会には防災バンダナを周知していますが、もっと身近に感じられるような周知が必要です。

【澤田会長】

事業所や町内会への働きかけも、今後の議論のテーマの一つになりますね。大人は知ろうとしないと情報を得られない、どうやって興味を持ってもらうかがポイントですね。

【玉手委員】

子どものころに手話は聞こえない人の言語であることを理解さえすれば手話を忘れたとしても、大人になって聞こえない人と出会ったときに配慮やお手伝いができるはずですよ。

竹林委員が手話を学んでから、聞こえない人や通訳者の存在に気付いたとおっしゃっていましたが、それは手話が言語であると理解できたからだと思います。

市役所のトイレに掲示しているワンポイント手話などを事業所に配布するなど、もっともっと発信していく必要があると思います。

毎月、広報の表紙で手話を紹介していますが、私たちのサークルで考えて市に申入れをして実現したものです。そういった地道な努力を続けていき、他の障がいも含めて、市民の目に触れるような活用ができれば良いと思います。

【澤田会長】

最後にもう一人、神委員はどうでしょうか。

【神委員】

手話は覚えてもすぐに忘れてしまいますが、大事なのは聞こえない人に対する理解を深めることなので、そのことを忘れないようにしなければ、お互いが住みやすい街にはならないと思います。

「こんにちは」という手話言語が大事なのか、聞こえない人にはきちんと向き合って挨拶をするということが大事なのかというところで、本質を理解したうえで手話言語を覚えていくことが、普及につながると思います。

手話言語を覚えて聞こえない人と触れ合うことも大事なことです。根底にあることも理解してもらえたら良いと思います。

【澤田会長】

まだご発言されていない方もいらっしゃいますが、次回以降も議論は続きますので、本日はこの辺で終わりたいと思います。

◇その他

【澤田会長】

最後に、事務局から事務連絡をお願いします。

【事務局：山本】

ご議論いただきありがとうございました。

目に触れる機会を増やすというご意見でしたが、地区防災ガイドや防災バンダナなどは作って終わりではなく、作ってからどうするかが大事なことなので、広報 9 月号の防災特集で再度周知をいたします。市役所ロビーの手話動画は今年度からの新たな取り組みですが、こういったことなども含めて、今後も目に触れる機会を増やしていきたいと思います。

行政だけで考えていると視点が狭くなってしまいますので、委員の皆様のそれぞれの立場から気づいたことを教えていただければ、取り組めることはすぐに実施したいと思います。

出前授業の中では、子どもたちから、例えば公共施設のトイレなどに手話言語を掲示することで、手話言語を理解するきっかけになるといった意見がありましたので、そういうことも検討したいと思います。

また、昨年度の子ども議会で、校歌に手話言語をつけて歌いたいという意見があり、今年度一校ですが出前授業の中で校歌に手話言語をつけてほしいという要望がありました。手話言語への理解やふるさと愛も含めて広めていけるよう検討してまいります。

事業所や町内会への周知は進んでいませんので、今後の検討事項と捉えています。

これらのことは、最後に神委員がおっしゃられた根底にある大事な部分を前提に、今後も取り組んでまいります。

本日いただいた意見をまとめて、第 2 回の資料とさせていただきます。

第 2 回は 10 月下旬を予定していますので、よろしくお願い致します。

【澤田会長】

それでは、長時間にわたってのご議論、ありがとうございました

以上をもちまして、令和 2 年度第 1 回石狩市手話基本条例推進懇話会を終了します

## 議事録署名

会議経過を記録し相違がないことを証するため、ここに署名します。

令和 2年 9月15日

石狩市手話基本条例推進懇話会

会 長 澤 田 茂 明